

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

府中町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき、子どもの読書活動推進について、0歳から概ね18歳までの子どもを対象として平成18年に第一次となる「府中町子どもの読書活動推進計画」、平成30年に第二次計画を策定し、様々な取り組みにより子どもの読書環境の整備を行ってきました。

この度、令和4年度で第二次計画の計画期間が終了することから、第二次計画での取り組みと課題等を踏まえ、「府中町子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定し、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための、読書習慣の形成に向けた取り組みや読書習慣を支える環境整備により子どもの読書活動を一層推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び広島県の「広島県子供の読書活動推進計画(第四次)」を基本とし、「府中町第4次総合計画」及び「第2次府中町教育振興基本計画」の下位計画として位置づけ、図書館活動の推進の一部として、当町における子どもの読書活動を推進する計画を策定し、子どもの健やかな成長に資する。

3 対象者及び計画期間

本計画は、0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間を計画期間とします。